

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 1 9 回 総 会 議 事 録

自 令和元年 7 月 25 日  
至 令和元年 7 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 9 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和元年 7 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請  
日程 4 議案第63号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告  
日程 5 議案第64号 農用地利用集積計画の作成の要請（一部変更）  
日程 6 議案第65号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）  
追加議案 議案第66号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取

開会 午後 2 時36分

議長 これより第19回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
5番 中河委員、7番 峯田委員、以上2名を指名いたします。

《日程2 会務報告なし》

日程第3 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●委員は会議規則第10条の規定により関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきたく存じます。

暫時休憩をします。

《暫時休憩 ●●●委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請」。  
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

令和元年7月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の●●●様の所有地は●●●の土地を含め合計2筆の面積が●●●平方メートル。

この土地の経過になります。一昨年、農地のあっせん。●●●様の農

地をあっせんしたときに、ここの土地を●●●様が購入された経過ですが、実態としてはここの土地の周辺地は●●●様を使用しているとのことで、作業効率等を考えますと、●●●様の申し出と共に、●●●様の申し出あわせてありましたので、お互いの相対とのことで、3条申請で上がってきました。

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。

峯田委員をお願いします。

峯田委員 7番 峯田です。

号別1号の許可申請につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長 議案第62号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号につきましては、原案のとおり可決いたします。

暫時休憩をいたします。

《 暫時休憩 ●●●入室 》

日程第3 議案第63号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第63号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和元年7月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称 ●●●

号別2、●●●

号別3、●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

法人形態要件：農業経営を安定して行える法人形態であること。

事業要件：主たる事業が農業（農業関連事業も含む。）であること。

構成員要件：構成員（＝出資者）の2分の1以上が農業関係者であること。

役員要件：役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すること。

これらすべて満たしております。

以上、議案第63号の説明とさせていただきます。

議長 議案第63号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第63号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第64号「農用地利用集積計画の作成の要請（一部変更）」  
について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹

議案第64号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和元年7月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1であります。貸付人 白糠町農地利用集積円滑化団体（●●●）から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の借賃になります。

この内容につきましては、前借受人●●●様が使用していた箇所にもなりますが、離農に伴に変更が生じたものであります。

土地の所有者であります●●●様におかれましては、白糠町農地利用集積円滑化団体に利用権設定等の委任契約をされておりますので、この

円滑化団体の委任事務の範囲は、「利用権の設定等の相手方として適当と認められる者（以下「適格者」という）」の選定に関する事務を担っておりますことから、その適格者が借受人の●●●様になります。

この委任事務に準じて、借り受け期間も前契約の残存期間として、令和5年7月4日に設定させていただきました。

号別2につきましても、同様であります。

前借受者が●●●様であり、当初の契約内容を引き継いだものになります。

円滑化団体への委任者である●●●様が所有する●●●、●●●平方メートル。●●●から●●●までの賃貸借になります。

今の説明ではわかりにくいと思われますので、もう一度噛み砕いた説明をさせていただきます。

この利用集積の発端は、平成25年に規模拡大交付金という、国の交付金事業がありまして、制度に則って、利用集積を定めた経過があります。平成25年から10年間の委任契約、白紙委任契約ということで、土地の所有者が白糠町が円滑化団体になっていることから、その団体に委任をされています。その円滑化団体はその団体の裁量で、担い手に土地を貸し付ける事業を平成25年度に行っております。

この交付金制度というのは、6年を経過しないと交付金を返さなければならぬという制度になっておりますので、今年の7月4日を過ぎれば6年を経過することになっております。6年を経過すれば、交付金を返さなくても良いことになっておりますので、既に●●●様は搾乳等を行っていませんので、このタイミングをもって借り受け者の変更をしたという経過になります。

以上、議案第64号の説明させていただきます。

議長 議案第64号の質疑をお受けいたします。

石田委員 平成25年に交付金制度にのって、●●●さんが白糠町と契約されたということですが、それによって期間が満たないということで、ここで変更された。間違いないですか。

斉藤主幹 はい。

石田委員 このよう類のものが、今後、発生する可能性はあるのか。

斉藤主幹 平成25年に一斉にスタートしておりますので、今回、7月4日をもって6年経過しております。他の方も同様であります。

いまの時点では、そのようなお話は受けておりませんが、まだ、委任契約の期間が令和5年7月4日までありますので、その間に変更が生じる可能性はあります。

そのような場合は、今回と同じように調整をかけさせていただき手続きが発生します。交付金の返還はないのですが、新たに土地を使用する方の変更はあり得ます。

石田委員 今回、●●●さんが途中解約ということで、●●●さんがそれを受けた。これは一定の条件があつていいと思う。もし後を引き継ぐ農家がない場合はどうなる。

斉藤主幹 今回の手続きは変更になります。解約という形式を取らないで、使用者の変更の手続きになります。もし現れないということになれば、通常の合意解約をしていただいて、円滑化団体の事業にはのれませんので、ただ、土地の所有者からは委任契約はされているので、その委任契約期間は令和5年7月4日まで白紙委任されていますから、委任されているのは円滑化団体なので、円滑化団体の裁量の中で調整をかけることができます。ただ、それでもできないとなれば、解約をした上で、あっせん等で利用調整をかけさせていただくことになります。

議長 他に質疑ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第64号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第65号「農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）」についてを議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第65号「農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）」。  
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和元年7月25日提出。  
白糖町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。

号別1、貸付申出人 ●●●●  
借受人 ●●●●

次のページをお開き願います。

この内容につきましては、先般、●●●●により、賃貸借の期間満了後も引き続き、中間管理事業を使った賃貸借の申し出があつたものであります。

この申し出を受け、農業委員会では先月、6月10日の現況調査とあわ

せて現地を確認したところであります。場所は●●●に隣接している場所でもあり、現在も●●●と●●●様が使用している場所でもあります。期間満了日は来月8月4日となります。

農地中間管理機構では、借入可能ということでありますので、農業委員会では、利用集積計画の作成と、その作成の是非を判断することになります。

作成の内容につきましては、議案に記載がありますとおり、農地中間管理機構であります、●●●が●●●から借り受けることとなります。

借り受け内容は、「畑」として利用し、賃貸借期間は期間満了日の翌日の8月5日から10年間の令和11年8月4日まで。

借賃は年間●●●円。反当り●●●円になります。

位置図、地番図で借り受け箇所を示しておりますが、5筆すべて内地番の借受となります。面積は、●●●メートル、ヘクタールでは●●●ヘクタール、●●●の面積になります。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。

議長 議案第65号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第65号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続いて、本日は追加議案がありますので、引き続きご審議をお願いいたします。

議案を事務局より配付いたさせます。

暫時休憩します。

《暫時休憩。追加議案配付》

休憩を解き、会議を再開いたします。

議長 追加議案  
議案第66号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を、斉藤主幹よりお願いいたします。

斉藤主幹 議案第66号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取」。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について意見を求める。

令和元年7月25日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。

号別1、貸付人●●●  
号別2の貸付人も同様でございます。  
号別1の借受人●●●  
号別2の借受人●●●

先程、議案第65号でご審議をいただいた内容に関連します。  
今度は農地を中間管理する北海道農業公社、つまり北海道農業公社が農地中間管理権を取得して、あらかじめ公社が公募により募集した「担い手」との適合を図る必要があります。

調整の結果の詳細は、次のページになります。

号別1は「●●●」へ。すでに隣接で使われている土地との連担になります。

所在地は、●●●ほか3筆、すべて内地番で合計面積が●●●メートル。借賃は反当り●●●円の●●●円。

利用期間の始期は、知事許可となっておりますことから、この計画案を進達するかたちとなります。順調に進めば、公告が9月17日に認可がおりる予定となっております。認可がおりましたら、この内容につきましては、次回の総会に間に合うのであれば、9月総会で改めて報告をさせていただきます。

ただし、期間の満了日につきましては、あらかじめ先の議案で決定しました終期の令和11年8月4日となります。

号別2は「●●●」様へ。

所在地は、●●●ほか3筆、すべて内地番で合計面積が●●●メートル。借賃は反当り●●●円の●●●円。

利用期間の始期、終期は、先程の説明と同様であります。

これらに対しまして、農業委員会の意見としては、議案の下段にあります「上記、農用地利用配分計画（案）は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等を利用する担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していける内容となっていることから、適当であると認める。」と付してあります。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。

議長 議案第66号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第19回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午前3時8分 )